

表-1 特定外来生物 (植物)

ヒユ科	ナガエツルノゲイトウ
セリ科	ブラジルチドメグサ
サトイモ科	ポタンウキクサ
アカウキクサ科	アゾルラ・クリスタタ
キク科	オオキンケイギク、ミズヒマワリ、ツルヒヨドリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク
ウリ科	アレチウリ
モウセンゴケ科	ナガエモウセンゴケ
アリトウグサ科	オオフサモ
タヌキモ科	エフクレタヌキモ、ウトウリクラーリア・インフラタ、ウトウリクラーリア・プラテンシス
アカバナ科	オオバナミズキンバイ
イネ科	ピーチグラス、スパルティナ属全種
オオバコ科	オオカワヂシャ

はじめに

日本は大陸と離れているため江戸時代までは外国との交流が少なかった。そのため、外国から入ってくる生物は多くなかったと考えられる。しかし、明治以降、外国との人的交流や貿易が徐々に増え、それに伴って様々な生物が国内に入ってくる機会が増えてきた。近年はこのことがますます加速されている。これらの生物は意図的に導入したのもあれば、意図せず侵入してきたものもある。

意図的に導入されたものの代表的なのはフィリマングースです。フィリマングースはハブを捕食するということで、奄美大島や沖縄に導入されましたが、ハブを捕食せず、ヤンバルクイナやアマミノクロウサギなど島の固有種を捕食するようになり、島の生態系に大きな影響を及ぼすようになった。また、ナガエツルノゲイトウは南米原産で、アクアリウムなどで観賞用として導入されたが、野外に捨てられるなどして広がった。繁殖力が強く、ため池や水路などを覆うように増え、周囲の生態系に大きな影響を与えている。

非意図的導入としてはヒアリ、アルゼンチンアリなどがある。これらはコンテナに忍び込んで搬入され

た先で繁殖し、被害を与えている。また、クビアカツヤカミキリは中国や韓半島から木製の梱包材に混じって侵入し、サクラやウメなどバラ科の樹木を枯らすなど大きな被害を与えている。

意図的、非意図的に関わらず導入された生物が野外に逃げ出したり、放されたりしたものが定着・繁殖し、在来の生態系に影響を及ぼすことが問題となる。

外来種・外来生物・帰化種

環境省の定義によると外来種とは「導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）」となっており、外来生物は外来種とほぼ同じであるが、外国から来たもののみをさし、国内由来の外来種は含まない。これら野外に定着した種を帰化種と呼んでいる。国内由来のものは国内外来種と読んでいる。

日本帰化植物写真図鑑 (2001)



写真-1 低木を覆うトケイソウ（吹田市紫金山公園）



写真-2 川の護岸に繁茂しているファウンテングラス（吹田市西山田 山田川）



写真-3 トケイソウの花の写真、パッションフルーツの仲間



写真-4 ファウンテングラス、石垣の隙間に根を強く張っている

では明治以降に入ってきた外来植物を帰化種として取り扱っているが、それ以前のものも一部含まれている。

外来生物法

外来生物が在来の生態系や人に与える悪影響を防止するために、外来生物法が2005年6月1日に施行された。特に影響の大きい外来生物を「特定外来生物」として指定している。特定外来生物とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されている。指定された生物の取り扱いについては、飼育、栽培、保管、運搬、輸入、

販売、譲渡、放出等の禁止といった厳しい規制がかかる。特定外来生物は、生きているものに限り、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。この法律に違反した場合は、個人だと最高3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金が科される。

特定外来生物として、哺乳類25種、蝶類7種、爬虫類22種、両生類15種、魚類26種、昆虫類27種、植物19種（表-1）が指定されている。

特定外来生物以外にも生態系に影響を及ぼす恐れのある外来種があり、環境省では生態系被害防止外来種リストを作成している。日本生態学会においても、日本の侵略的外来種ワース

ト100を選定し、注意を呼びかけている。また、国際自然保護連合（IUCN）も世界の侵略的外来種ワースト100を選定し、警戒を強めている。

吹田市の外来植物

吹田市では、すいた市民環境会議がレッドリストすいた2024（2024）を作成しており、その中で生態系に影響を及ぼしそうな外来種をブラックリストとして掲載している。

植物のブラックリストとして、ナガエツルノゲイトウ、オオキンケイギク、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、トウネズミモチ、ナンキンハゼ、アレチヌスビトハギ、ニワウルシ、ツルニチニチソウ、ノアサガ



写真-5 団地法面に繁茂しているオオキンケイギク



写真-6 オオキンケイギクのロゼット



写真-7 オオキンケイギク (キク科)



写真-8 作業中に掛けている看板

オトケイソウ、ヤナギバルイラソウ、ナヨクサフジ、ファウンテングラスの14種類を挙げている。ナガエツルノゲイトウは吹田市にはまだ侵入していないが、近隣地域で見られているので、リストに挙げている。このうち、トケイソウは小笠原諸島で我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストに挙げられているだけであるが、吹田市においては中北部に点々とみられ、今後周辺地域に広がっていく可能性がある。これに覆われると下になった植物が枯れる可能性がある。また、ファウンテングラスも国のリストには無いが、吹田市山田川で繁殖し、他の植物を寄せ付けない状況が出てきている。これらの植物は今のとこ

ろ吹田市だけであるが、徐々に分布を拡大する可能性がある。

吹田市の特定外来植物

吹田市内では今のところオオキンケイギク、ナルトサワギク、オオカワヂシャの3種類の特定外来植物が確認されている。ナルトサワギクは南アフリカ原産で、有毒であるため牧草地などに侵入すると家畜などに被害を与えるため、特定外来生物に指定されている。吹田市では造成されり、改変されたりした場所に見られたが、大きな広がりを見せていない。オオカワヂシャはヨーロッパ原産で、在来種のカワヂシャと交雑し、遺伝子汚染を引き起こす可能性があるため、特定外来生物に指定されて

いる。糸田川など河川を中心に分布しているが、それ以外にはそれほど広がっていない。一方、オオキンケイギクは最も広く分布し、量も多く目立っている。オオキンケイギクが繁茂することによって天竜川では在来の河川植物が消滅し、木曾川では除去することによって在来種が回復したことが報告されている（環境省*1）。このようにオオキンケイギクの繁茂は在来の生態系に大きな影響を及ぼすことが示されている。

そこで、筆者は2015年に「特定外来植物から吹田の自然を守る会」を立ち上げ、オオキンケイギク、ナルトサワギクの駆除活動を年2,3回行っている。

吹田市内のオオキンケイギク



写真-9 オオカワジシャの花



写真-10 ナガエツルノゲイトウの花、少しの切れ端からでも再生する



写真-11 阪急千里駅前のロータリーに侵入したナルトサワギク

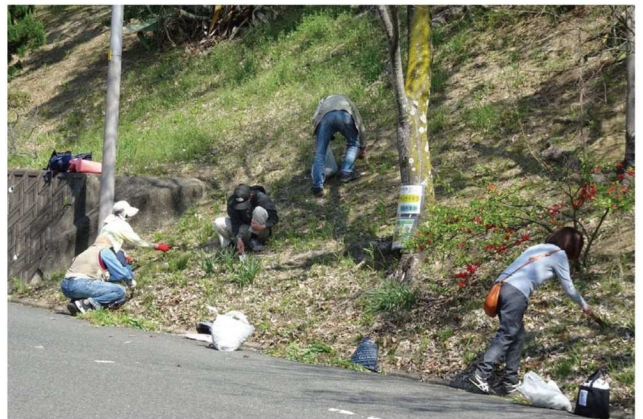


写真-12 駆除活動の様子

は公園・道路や団地の法面に多い。これを駆除するためには土地所有者の許可が必要で、公園は道路の場合は市の許可を得られれば良いが、団地の場合は私有地なので許可を得るためには自治会などと連絡をとらねばならないので難しい。

駆除は花の咲く5月よりは12月から3月までが時期として適当だと思われる。通常11月に法面の草刈りが行われるが、その後オオキンケイギクのロゼット葉が成長し冬に目立つようになる。花期に駆除すると数株抜いただけで袋がいっぱいになるが、冬だと多量に抜いても量はそれほどでもない。他の植物のロゼットと区別しにくい場合もあるが、間違えてもヒメ

ジョオンやコマツヨイグサなどの外来植物であるので問題は無い。しかし、1度や2度行うだけでは完全には駆除できない。どうしても取り残しがあることと種子の寿命が4、5年あるといわれていることから5年以上継続して駆除しないと根絶はできない。

オオキンケイギクが特定外来生物に指定され、駆除の対象になっていることを知らない市民も多く、駆除する際には看板を挙げ、通りがかった人に説明も行っている。やはり、多くの人に知ってもらい、それぞれで駆除を行ってもらうのが効果的だと思われる。

おわりに

多くの外来種が侵入してきてい

るが、全てが在来の生態系に大きな影響を与えるということではなく、影響は小さく共存していることが多い。しかし、中には深刻な影響を与える生物いるのが問題である。一旦、定着してしまった外来生物を駆除するには大変な労力と費用を要する。動物の場合は罠を仕掛けるなど技術がいる場合もあり、難しいかもしれないが、植物の場合は、一人一人がその場で抜いてもらうだけで、駆除できる場合もある。そのためには特定外来生物の特徴や生態をより多くの人に知ってもらう必要があり、広報活動も重要であろう。

※1 環境省
<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list/L-syo-01.html>